

## 農地法に基づく許可申請等の添付書類(3条・4条・5条)

◎注意: 許可案件の申請は、毎月20日を提出期限とし(土日祝日の場合翌業務日)、翌月上旬の総会で審議します。

20日を過ぎた申請については、翌々月の総会審議となります。

宇治田原町農業委員会

添付書類名		3条		4・5条	備考
		町内	町外		
1	申請書	1部	1部	2部	自署の場合は押印不用
2	土地登記全部事項証明書	1部	1部	2部	3ヶ月以内 ※電子証明不可
3	公図の写し	1部	1部	2部	3ヶ月以内
4	土地の位置図	1部	1部	2部	町図(1/2,500)等
5	耕作証明書		1部		
6	法人 の 場 合 法人登記簿謄本 定款・寄付行為の写し			2部	3ヶ月以内
7				2部	
8	小作に関する合意解約書	1部	1部	2部	既存の小作関係がある場合必要
9	仮登記・抵当権等の承諾書	1部	1部	2部	
10	誓約書	1部	1部		
11	車検証写し (軽トラック等の耕作に使用する車両)		1部		
12	建物等配置図			2部	排水(雨水・汚水・雑排水)経路を図示
13	建物平・立面図			2部	構造・床面積の表示
14	資材置場、駐車場の場合の状況調書			2部	
15	事業計画書			2部	
16	隣接農地の同意書			2部	隣接する『農地』所有者の同意が必要
17	資金証明書			2部	融資決定通知書、残高証明書、通帳写し等
18	見積書			2部	建築、造成等を行う場合
19	土地売買・貸借契約書(写し)			2部	
20	委任状	1部	1部	2部	代理申請の場合必要

(注)1 申請内容により上記以外の添付書類の提出をお願いする場合がありますので、事前に事務局までご相談ください。

2 4条、5条転用については、建設環境課(開発指導係)に開発事業事前協議書の提出が必要となります。

3 4条、5条転用許可後の固定資産税については、宅地並みの課税になる場合があります。

宇治田原町農業委員会事務局(宇治田原町役場 産業観光課内) ☎(0774)88-6638